

Title	宮澤談話の政策過程
Sub Title	
Author	美谷島, 克基(Biyajima, Katsumoto)
Publisher	慶應義塾大学湘南藤沢学会
Publication year	2012
Jtitle	日本政治外交研究 No.6 (2012.) ,p.135- 163
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	慶應義塾大学日本政治外交研究会
Genre	Technical Report
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO92001005-00000006-0135

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

宮澤談話の政策過程

総合政策学部四年 美谷島克基

序章

- 一、国際紛争化と初期対処
 - 二、再改訂の既成事実化―総理再改訂方針と外相所見
 - 三、政策転換に向けた調整と宮澤談話の決定
- 終章

序章

昭和五七（一九八二）年六月、新聞各紙の一面にこんな見出しの記事が掲載された。「教科書さらに「戦前」復権へ「侵略」表現薄める」^一。「高校教科書、厳しい検定」。独立回復によって政治活動と言論の自由が回復してからのというもの、教育は常に「保守」と「革新」の対立の場であった^二。教科書も例外ではなく、検定によって個別記述に対して直接に国が意向を示すという点で、むしろその対立の最前線であったと言える。日本教職員組合や同様の政治信条を有する組織に属する教師たちは、現場で公然と教科書の採択に影響力行使し、より鮮明に彼らの思想を体现した教科書を求めた^三。教科書出版社も売り上げを求めて、そうした

思想を持つ者を執筆者として起用した^四。執筆側は法廷闘争も駆使した。検定の合法性をめぐる二次にわたり争われた家永訴訟の存在はメディアに大きく取り上げられ耳目を集めた。

こうした教科書の偏向、左傾化を是正しようと、自民党と文部省は様々な手段を講じてきた^五。内容を一定程度チェックすることができる検定制度はまさにその根幹である。自民党と文部省は、学習指導要領改定、教科書調査官の設置等により、戦前世代の引退と戦後世代の増加に伴い年々過激化する教科書の記述を規制しようとしていた^六。あわせて、教員が採択に大きな影響力を有する構造を改革しようと、小学校、中学校等においては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の制定に際して、採択権を学校から市もしくは郡の区域又はこれらの区域をあわせ地域に都道府県教育委員会が設定する採択地区に移した^七。

このように、教科書の在り方は常に論争的であり、かつ非常に危うい均衡が保たれていた。その均衡が昭和五七年夏、突如として崩れたのである。その原因は中国、韓国が国際環境の変化を背景に、アクターとしてこの問題に介入してきたことにあった。

言い換えれば、冷戦を国内化したような左右の対立に規定されたつも、それまで国内の教育政策を巡る紛争にとどまっていたものが、国際環境の変化により、国内的には外交政策と教育政策の

二つの軸を持つ複雑な紛争となつてしまつたのである。そしてこの構図は以後、昭和六一年教科書問題（新編日本史問題）、「新しい歴史教科書」をめぐる外交摩擦へと引き継がれていく。その第一号となる事案が本稿で扱う昭和五七年の歴史教科書問題である。この意味で、本稿で取り上げる教科書問題は戦後日本政治外交史上の一大事件である。

本研究は、当時の我が国の新聞記事、インタビュー、先行研究で明らかにされている知見を活用し、七月二六日の中国による抗議から「歴史教科書に関する官房長官談話」、いわゆる宮澤談話が発表される八月二六日までを中心に政策過程を分析することで、歴史教科書を巡る国際紛争がどのような背景からいかなる過程を経て宮澤談話に帰結したのかを明らかにする。

事件の重要性にも関わらず、宮澤談話に至る国内的な経緯については、十分な研究と叙述がなされているとは言えない。田中（一九八三）は、報道分析を通じて中国側が国内においてナショナリズムを高め、満足させることによつて政権の正統性を担保しようとしたことを明らかにしたが、日中の相互作用や日本国内の政治過程については解き明かすことを目的としていないため、詳しく触れていない^八。「田中上奏文」を鍵に戦前から現代にいたる日本の歴史認識問題を取り扱った服部（二〇一〇）は、問題に対処す

るため訪中した外務省の橋本恕と中国公使であつた渡邊幸治に対してインタビューを行つて、当時の教科書問題に対する外務省の取り組みの多くを明らかにしたが、日中関係史を主題とする研究であるために資料が外務省側に偏つており、文部省の対応や宮澤談話の具体的な形成過程については十分明らかにされていない^九。通史的な日中関係を記した共著の中で一章を割きこの問題について論じた江藤（二〇一二）は、中国側の資料、外務省の資料、外務省関係者へのインタビューによつて日中関係の文脈において解き明かそうとしている^{一〇}。この中で江藤は、田中が報道分析から明らかにした仮説について、中国側の当事者の資料を用いて証明している。しかし、いずれも焦点は中国政治あるいは日中関係に当てられていると言え、我が国の外交政策としての合理性、あるいは教育政策としての面については着目されておらず、宮澤談話発出に至る経緯が十分明らかにされたとは言えない。

昭和五七年の歴史教科書問題は、国民の価値体系に大きな影響を与える教育内容の問題について、中国、韓国の意向が反映され、両国に関する歴史教科書の記述について、以降の検定で十分な歯止めが掛からなくなつたという点で、我が国の戦後史上極めて大きなターニングポイントであつたと言える。この問題に対して、教育政策の面も含め総合的に明らかにした研究はこれまで存在せ

ず、本研究は昭和五七年の歴史教科書問題が宮澤談話に至る過程とその経緯を総合的に明らかにする初の研究であるという点で意義がある。

以下、第一章では我が国において教科書問題が外交問題として認識されるまでの経過を描き、その中で外交政策の面における教科書問題に対する日中間の対応の違いを明らかにする。

第二章では訪中になみなみならぬ執着を持っていた鈴木首相とその意を受けた外務省が、国内で文部省と文教関連議員に対して先手を打って、再改訂の既成事実化を進める過程を描き。その経緯を明らかにする。

第三章では、九月に予定されていた訪中を実現すべく中韓を満足させる結論を急ごうとする首相官邸、外務省側と、実質的な干渉を受けることを受け容れつつも検定制度とそれまでの検定に対する評価を何とか守ろうとする文部省側の相剋を描き、その経緯を明らかにする。

一、国際紛争化と初期対処

(1) 発端

昭和五七年の歴史教科書問題の発端は、昭和五八年度から使用予定の高校世界史教科書の検定において、「侵略」から「進出」へ

と書き換えられたと報じる六月二六日の新聞報道である^二。当初この問題は大きく注目されなかったが、七月二〇日ごろより中国メディアが突如として批判を開始した^三。国内においても、時を同じくして七月二三日の小川平二文部大臣と榎枝元文日教組委員長との会談の場で取り上げられ、会談中の発言の有無を巡って事後に両者から非難の応酬が行われた^四。

こうしたなか、中国が七月二六日に、韓国が八月三日にそれぞれ現地大使館を通じて我が国に対して抗議を申し入れ、歴史教科書が外交問題として取り上げられる事態となった^四。

なお、昭和五六年の高等学校教科用図書検定で「侵略」との表記が「進出」に書き換えられたとの六月二六日の報道は後に誤報であったことが明らかになった^五。もともと文部省は、戦争に関する記述一般では「進出」「進攻」を用いながら、日本の中国大陸に対する進出では「侵略」と記述している教科書については、客観的表現である「進出」「進攻」などで表現を統一すべき旨強制力の無い改善意見を付していた^六。これに対して中国は「侵略」を「進出」に書き換えることは、「事実を反する改竄」であり、「日本軍国主義の中国侵略を認めるか否かは、日中関係発展における重大な原則問題」として、「侵略」との表現に拘っていた^七。韓国も、日本の教科書における歴史記述はわい曲されていると主張

していた^{一八}。国内でも朝日新聞は社説で、「侵略は侵略と書くべきだ」と主張し、読売新聞も次のような記事を掲載して文部省の検定を非難している^{一九}。

「侵略」が「進出」とされ、南京大虐殺は「中国軍が激しく抵抗したため」とされた。これが歴史事実にかく合致しないだけでなく、共同声明でうたった戦争責任への反省と逆のものであることは否定できないところだ^{二〇}。

このように文部省と、中国、韓国及び朝日新聞をはじめとする日本のマスメディアとの間に、歴史に対する立場の隔たりがあったことは事実である。このため、誤報であったことが明らかになった後も趨勢は変わらなかった。したがってこの問題の引き金を引いたのがマスメディアの誤報であることは確かだが、宮澤談話と近隣諸国条項の導入を論じる上では、全ての要因を誤報に帰すことは不適切であると言える。

問題が発生した当初、政府、特に首相や官房長官はこの問題を楽観視していた。七月二十七日の閣議において、鈴木善幸内閣総理大臣は、「外交問題として発展させたくない」との考えを示したうえで、日本側の立場と真意を説明することで了承を得るといっ

針であった。宮澤喜一官房長官も、閣議後の記者会見で、「外交関係や基本姿勢に変わりがないとのわが国の真意を説明すればわかってもらえる話だ」と述べている^{二一}。この段階では、首相や官房長官は、日中間の隔たりは大きくなく、説明すれば理解を得られると考えていたと推察される。

中国との間では、昭和四八年の日中国交正常化以来、友好ムードが演出されており、ソ連の脅威もあり中国は歴史問題を大きく利用してはこなかった。韓国との間でも、日本語教育を受けた戦前世代とは意思疎通が出来ており、また韓国経済が日本を必要としていた^{二二}。こうした状況を背景に、歴史問題はエスカレートしないように管理されていた。つまり、日本は、中国、韓国が各国の歴史認識に基づいて日本の教育を批判するという事態が起こることを予期出来ていなかったと想定される。今日的評価はともかくとして、こうした当時の事情を鑑みれば、当初の楽観視には一定の合理的根拠があったと言い得る。

この認識には外務省も基本的に一致していた。文部省の鈴木勲初等中等教育局長は、昭和五六年検定結果の新聞報道に際し、藤村和男教科書検定課長を通じて問題とならないか外務省に問い合わせているが、外務省は大きな問題にならないと回答したという^{二三}。この点については、文部省初等中等局審議官の菱村幸彦も

著書のなかで同様に述べている^{二四}。

中国からの抗議を受けて、翌七月二七日には文部省と外務省の協議が行われた。両者は、日本が日中共同声明、日中平和友好条約を誠実に遵守していること、教科書検定は本来、国内の問題だが、外国からの批判にも謙虚に耳を傾けることの二点を説明するとの方針を決定した^{二五}。このように、抗議後においても、当初は楽観的な姿勢であり、官房長官談話や教科書の書き換えが具体的に想定される状況にはなかつた。

その一方で、外務省の匿名の首脳から記述の書き換えを要求する見解も提示されている^{二六}。こうした見解が、何らかのインテリジェンスと政策的意図に基づいてなされたものなのか、戦後期の日本国民特有の心理によるものなのか、あるいは相手側に歩調を合わせる事により紛争によつて生じる外交実務上の負担を逃れたいという意思によるものなのかは、今後の研究課題である。

しかしながら、新聞紙上において「首脳」と呼称される人物は省内において高い地位にある人物であると推察される。そうした人物が当初からこのような見解を有していたことは、外務省の方針決定にあたり一定の影響を及ぼした可能性が否定できない。

(2) 中国の態度決定とその影響

国交樹立以来の友好関係の中でこの問題を楽観視していた日本側に対して、中国はこの問題を一つの政治的手段として活用した。江藤（二〇一二）によると、文化思想政策や理論宣伝の面で毛沢東や鄧小平に任えた胡喬木中国社会科学院院長は、七月二三日に対日批判キャンペーンを行うよう中国共産党の外交部門及び宣伝部門担当者に対し指示している^{二七}。そしてその翌日、外交上の抗議を行う二日前の七月二四日より、「過去の軍国主義美化」だとして日本政府を批判する報道が開始されている。

こうした政策の要因として、江藤は「愛国主義」を浸透させること、台湾統一へ向けての「第三次国共合作」宣伝、ソ連を仮想的とした「主要的」論からの外交政策転換の三点を挙げている^{二八}。

第一の「愛国主義」は、社会主義イデオロギーが説得力を失うなかで、「民族統合」を軸としたものである。「抗日戦争」への認識を通じて、中国共産党は民族統合を担う存在として正統性を得ようとしたのである。

第二の「第三次国共合作」宣伝は、台湾への武器売却に関し米中関係が緊張するなか、国交樹立後初の自民党訪台団派遣などの日台接近を牽制したものである。

第三の外交政策転換は、日中国交正常化時に存在した中ソの対

立が緩和の方向へと向かう一方で、米中は台湾への武器売却を巡り対立する中で、中国が対外的にも国内的にも「自主外交」を強調する必要があったために、教科書問題を利用したというものである。

以上が、江藤による中国側の意図の分析であり、第三点目については、田中（一九八三）も同様の分析を行っている^{一九}。

日本側は、七月二七日の閣議及び両省協議での方針決定を受けて、二八日に在中国日本国大使館の渡辺幸治公使より中国外交部の肖向前第一アジア局長に対して、日本政府の立場について説明を行った^{三〇}。翌二九日、文部省本省では鈴木初中局長が在日本中華人民共和国大使館の王曉雲公使に対して、検定制度についての説明を行った^{三一}。

しかしながら、前述のような中国側の意思決定により、当初の日本政府の想定に反して中国政府は説明を受け入れなかった。王公使は鈴木初中局長の説明に対し、「個人的見解」としつつも「賛成しかねる」、「検定は共同声明と条約の基本的精神に反している」、「到底認めるわけにはいかない」と述べた^{三二}。

（3）外交交渉の開始

日本側の説明に中国側が不同意を表明したことにより、この問

題は硬直状態に入った。八月二日、中国はさらなる強硬手段をとった。予定されていた小川文部大臣の訪中招請を取り消したのである^{三三}。中国は大臣訪中の受け入れを取り消すことで、予定されていた首相の訪中を取り消す可能性を示唆し、日本側に圧力をかける意図があったと思われる。さらに中国側は文部省の説明を「教科書問題の責任を民間に転嫁している」と批判しており、特に文部省に対し圧力をかけると意図があつと考えられる^{三四}。

この訪中招請取消は、首相官邸及び外務省に、九月末に予定されていた鈴木首相の訪中までもが実現しなくなる懸念を抱かせた。

文部省についてみれば、小川文部大臣の訪中に対する招請取消で、方針が大きく変わることはなかった^{三五}。だが、「責任逃れ」との中国の批判に際して文部省は、検定での具体的記述内容についても新たに中国側に説明することを検討することになった^{三六}。さらに小川文部大臣は、八月三日の閣議後に行われた記者会見で、自身が再改訂する意思の有無について明らかにしないのは、中国を刺激しないためであると述べ、中国に配慮する見解を示した^{三七}。このように、中国側の意図について十分な情報を有していなかった文部省は、中国側の攻勢に引きずり込まれる形となっていた。八月三日には李範錫韓国外務部長が在韓日本国大使館の前田利一大使に対して具体的措置を求め、韓国もまたこの問題を外交問

題として提起するに至った^{三八}。韓国については、七月二七日に李載潐韓日議連会長から安井謙日韓議連会長に私信があったことから、大使館及び文部省からそれぞれ説明を行っていた。しかし中国と同様に説明内容を受け入れず、「具体的措置」を要求した。

首相訪中頓挫への懸念と韓国からの抗議に接し、鈴木首相は八月四日、国内での検討レベルを首相を中心とするものへ引き上げた^{三九}。その際、鈴木首相は文部、外務両省から報告を受けていることから、検討レベルの引き上げ自体については円滑に行われたと考えられる。この時点で政府は、「日中、日韓共同声明の精神を再確認」するとの対処方針を打ち出し、外務大臣と文部大臣に対して早期解決を目標に対応策をとりまとめるよう指示を出した^{四〇}。これがきっかけとなり、以後、教科書問題は、首相官邸によって外交問題として取り扱われることになる。言い換えれば、教科書に関する施策を決定するにあたって、第一義的に考えられるべき教育政策としての要素は、外交上の懸案を前にして「内閣の首長」たる首相や官房長官からは顧みられなかった。

首相の方針表明を受けて、八月五日からは須之部量三外務事務次官と三角哲生文部事務次官による協議も持たれたが、記述修正を求める中韓の意向を説明する外務省と、記述修正には応じない意向の文部省の立場の違いが顕在化した^{四一}。

小結

中国の国内的必要性から生じた意図を外務省は見抜けていなかった。中国は教科書を利用して国内の愛国心を満たし正統性を確保する戦略を描いていたのに対して、日本はその事実を掴めなかった。国交樹立時のソ連を共通の仮想敵とする日中関係のなかでは、中国がこうした極端な非友好的態度をとることは考えづらかったのである。つまり、日本は中国を過度に信頼していたと言えるだろう。また中国と異なり歴史や価値観を国内で一本化出来ていなかったことも、問題をややこしくした。これらの結果生じた場当たり的な対応によつて、対応は常に相手方のペースで進められた。これにより、我が国は次々と選択の幅を狭められていったのである。

二、再改訂の既成事実化―総理再改訂方針と外相所見

(一)再改訂方針の決定

八月八日、朝日新聞は前日に首相が「何らかの形で記述を再改訂することで政治決着を図る意向を固めた」と報じた^{四二}。読売新聞も翌九日、首相が八日「来年度以降「将来の措置」は十分に配慮する、という線で理解が得られないか、非公式に両国の意向を

探る方針を固めた」と報じている^{四三}。これらの報道からは、首相は八月七日から八日の時点で、最終的に中韓に譲歩する意思を固めたと推察される。その一方で首相は八日に開いた記者会見では、再改訂について「私はまだそんなところに至っていない」との見解を示している^{四四}。宮澤官房長官は九日午前の会見で、再改訂について「肯定も否定もしない」と述べている^{四五}。これらの発言は、首相が実質的な書き換えの方針を固めつつも、「再改訂」や「将来の措置」について自民党の同意が得られるか十分に把握していなかったために行われたものと考えられる。自民党議員の賛否を調べ、反対派を説得する上で、あまりにも早く意思を明らかにして党内の論争を掻き立てることは得策でない。

こうしたなか、外務省の橋本情報文化局長が、八月八日より一日まで、文部省の大崎仁学術国際局長とともに中国を訪問し、交渉にあたった。橋本は交渉にあたって、木内昭胤アジア局長、須之部外務事務次官、宮澤官房長官らから依頼を受けたと証言している^{四六}。

外務省は、事件が概ね終息した後の九月一〇日、教科書問題の経緯をまとめた文書を作成している^{四七}。この文章は情報公開法に基づき開示されているが、八月二日の小川文相記者会見と同二三日の鈴木首相記者会見の間が四項目非開示となっている。この間

には、橋本局長が訪中時に行った交渉に関する項目も含まれるものと考えられる。橋本局長は中国を「説得した」と述べているが、「説得した」と言い得る交渉でその内容に秘匿性があるものについて、首相が関知しなかったとは考えにくい^{四八}。

櫻内外相は一〇日、参議院安全保障特別委員会において、「私としては外務省が関係国の国民世論動向を見て、そのことが正しく日本の国内に反映することが必要である」と述べている^{四九}。櫻内外相は一二日にも、官邸の承認の下に記者会見を開き、学校教育や教科書制度の運用にあたり「早急に姿勢を正すことが必要」とする外相所見を發出している^{五〇}。これらの発言から、櫻内外相が何らかの国内的措置を取る方針を明確に打ち出していることがわかる。こうしたことから、報道の通り、八月八日には官邸内部において既に意思決定を行っていたと考えるのが妥当であろう。

八月七日には、中国外交部の肖向前第一アジア局長が、日本の社会党青年活動家代表団と会談し、鈴木首相の訪中を「良い関係の中で迎えたい」と述べている^{五一}。この発言は、首相訪中の受け入れ中止を示唆するものと言える。この発言を受けた首相は、小川文相の訪中招請取消によって生じていた訪中受入中止に対する危機感を強めたと考えられる。こうした外的要因も、首相の決断を促したものと推察される。

(2) 外相所見による再改訂の既成事実化

前述の通り、八月一二日、櫻内外相は記者会見において外相所見を発表した。その内容は報道によれば次のようなものである。

- 一、今回惹起された教科書問題を、わが国と近隣諸国の相互信頼にかかる重大な問題と受け止めており、中国、韓国の批判や国民感情、政府レベルの申し入れに対して最善の対応策を見いだすべく努力している。中国について、橋本、大崎両局長が訪中して中国政府と接触中であり、帰国後の報告を待つて対応策をとりたい。
- 一、韓国とは日韓共同コミュニケで「過去の関係は遺憾であつて深く反省している」とした精神を常に念頭におき、日韓基本条約の相互信頼、相互尊重の原則を堅持すべきものと理解している。外務省としては、こうした日韓関係維持発展の原点となるべき基本認識が、学校教育においても正しく反映されるべきことは当然であり、日韓両国のゆるぎない信頼関係を構築していくためにも、官民双方がかかる考え方に立脚して努力する必要があると考える。学校教育や教科書検定制度の運用にあたり、右のような認識が反映されていないかつたとすれば、まことに遺憾であり、早急に姿勢を正すことが必要と考える。
- 一、日韓議員連盟が十一日明らかにした見解を評価し、同議連が

専門家レベルの話しあいを提案したことも評価に値する^{五二}。

つまり、外相所見は、中韓への配慮を示すとともに、学校教育や教科書検定制度の運用について何らかの国内的措置をとることを示唆したものである。櫻内外相は、外相所見はあくまで私見だとした。しかし、このような敏感な問題において言明された外務大臣の私見が、一個人の見解として中国、韓国に受け取られるとは到底考えられず、日本国民もそう捉えてはいなかったと考えられる。実際、発表に先立ち、櫻内外相は、鈴木首相、宮澤官房長官と一時間余りにわたつて協議を行つて^{五三}。したがつて、この「外相所見」は首相官邸及び外務省として何らかの意図を以つて行われた意思表示として捉えることが出来る。

ではその意図とはなんだろうか。考えられる仮説は次の三つであろう。

第一に、中国で交渉中の橋本恕情報文化局長の秘密提示内容について、日本政府として守られるとの信憑性を持たせようとしたことが考えられる。しかしながら、この点については、中国における交渉内容が明らかでないことから、憶測の域を出ない。

第二に、韓国に対する外交上の配慮が考えられる。本所見では韓国に対する言及が多くを占めている。韓国は中国と同時に提案

された局長派遣を拒絶していた。これにより、韓国との間においては実質的に折衝が断絶していた。さらに、光復節前の意思表明を求めていた韓国政府は、一二日には覚書に対する回答を一方的に督促してきていた^{五四}。

第三に既成事実を作ることで、文部省及び自民党内の再改訂反対派を押し切る意図が考えられる。相手国からも注目されている外相が、一度示した方針を撤回することはたとえそれが「私見」という形で出されていても困難である。何より「外相所見」は、「学校教育や教科書検定制度の運用」に言及しているにも関わらず、文部省との事前調整が行われていなかった。内閣法は分担管理原則を定めており、他の大臣が管理する行政事務に対して調整無しに言及することは通常考えられない。こうしたことから、外相所見は首相、官房長官及び外務省が、文部省の抵抗を押し切るために発表したものだと言える^{五五}。

この外相所見は、外国との信頼関係に多大なる影響を有する外務大臣に見解を発表させることで、韓国に対して国内的措置を取ること示唆するとともに、文部省にも何らかの措置をとることを実質的に要求し、政府として自らを後戻りできない立場に追い込むものだった。

こうした外相所見に対して、発表後にその内容を通知された文

部省の鈴木初等中等教育局長は、外務省の木内アジア局長に対して抗議を行った^{五六}。しかしながら、公式声明の発表や大臣発言など、より高いレベルでの対抗措置は行わなかった。その理由として、報道では、宮澤官房長官が所見は首相の意思ではなく、対応策は今後政府・自民党内で決める旨表明していたこと、そうした対抗措置が事態を複雑にすることが挙げられている^{五七}。

とはいえども、この見方は、対外的に外務大臣の意思を明らかにし、文部省の所轄領域において具体的な措置を要求している所見の内容からすれば、楽観的に過ぎると言える。だが、外務省と文部省の意見対立は、国会質疑でも取り上げられ閣内不一致を疑われかねない状態にあった^{五八}。こうした状況下で外務省に先手を取られた形の文部省は、踏みとどまらざるを得なかったものと考えられる。

(3) 「二段階」方針による政策転換の決定

八月一三日、中国を訪問していた外務省の橋本情報文化局長と文部省の大崎学術国際局長が帰国した。同日、首相官邸では首相と両省大臣が、訪中した局長から報告を聴取した上で、対応策を決定した^{五九}。その内容は、「戦争責任の表明や過去の歴史に対する反省」を政府見解で打ち出す一方で教科書再改訂の扱いについ

ては日本側で決定するというものであった。新聞はこれを「二段階」と表現した^{六〇}。

政府見解と教科書の在り方について分けて検討するというこの方針は、内政干渉的色彩を幾分緩めることで、文部省を同意させるためのものであった。このため、外務省は、「教科書検定制度的ものは日本政府の問題であつて、これについて干渉するつもりはない」との言質を、橋本情報文化局長と文部省の大崎学術国際局長が訪中した際行われた呉学兼外交部副部長、肖向前第一アジア司長らとの意見交換の場において得ていた^{六一}。

とはいえ、教科書再改訂を行うという方針自体が覆つたわけではなく、この官邸での決定により再改訂の既成事実化は文部省にも共有されるものとなつた。再改訂の既成事実化は、文部省としても何らかの政策転換を迫られることを意味し、これ以降、両省の協議は政策転換をするか否かではなく、政策転換をどのような形態で行うかに移つていく。具体的には、教科書の記述変更をいつ、どのような方式で行うかに焦点が移つていく。

この協議にはタイムリミットが設定された。宮澤官房長官は一日の記者会見において、外相が外遊に出かける二七日までに結論を出すとしたことを明言した^{六二}。実際に談話は二六日に出されることになる。交渉期限が定められたことで、議論が早期に収束

しなかつた場合に政治決定がなされることが想定された。首相と官房長官が訪中実現に向けて再改訂の方針を打ち出していたなかで政治決定の蓋然性が高まつたことは、検定制度と教育内容を維持したいと考えていた文部省に譲歩を迫るものであつた。

三、政策転換に向けた調整と宮澤談話の決定

(1) 政府声明の内容を巡る検討と自民党内情勢

首相の再改訂方針とそれを受けた外相の「私見」発表により作られた、再改訂の流れが、八月一三日の官邸での会合でほぼ固まつた。これ以後、政府声明の内容と再改訂の方法が実質的な争点となつた。

第一に争点となつたのは政府声明の内容である。文部省の立場は、教科書検定制度への干渉と再改訂を拒否することであつた。一方で外務省の立場は、訪中実現のためにこの問題に関する中国の了解を得ることだつた。

従つて、外務省は一六日に再改訂の意向を政府見解に盛り込むことを含む骨子を作成した。文部省は、再改訂を政府見解に盛り込むことは、教科書の記述を外国の意図で変えることになるため、政府見解に盛り込むのは「将来の努力」に対する決意表明にとどめるべきだとの意向であつた^{六三}。

こうした立場を踏まえて、外務省の木内アジア局長と橋本情報文化局長が一七日に外務省を訪れ鈴木初中等教育局長、大崎学術国際局長と協議したが、議論は一致を見なかつた^{六四}。

この政府声明の内容については最終的に文部省側が譲歩し、八月二〇日夜に官邸で開かれた会合において、何らかの形で修正について盛り込むことで一致したことが報告されている。

譲歩の背景には、八月一八日、一九日と立て続けに開かれた自民党の会合において、文部省にとつて不利な党内情勢が明らかになったことがあると考えられる。まず八月一八日に文部省と文教制度調査会の合同会議が開かれた。

冒頭、文部省の鈴木初中局長が経過を報告し、自民党の三塚博教科書問題小委員長が方針を述べた。三塚氏や石橋一弥部会長は文部省の方針を支持しており、会議では「内政干渉である」「どここの国の外務省だ」などと言つた意見が出された。

しかし特筆すべきは、「安全保障の上からも弾力的に対応すべき」「批判にこたえ自ら決断すべき」などの文部省に対して批判的な意見も多く出され、激しく意見が対立したことである^{六五}。その結果、七月二七日の文教部会と文教制度調査会の合同会議では「文部省の対応を見守る」ことを確認し終結していたが、この合同会議では幹部一任にさえ物言いがついた末、「両論に十分配慮する」

との前提で幹部一任が了承された^{六六}。当時文部省初等中等教育局審議官を務めた菱村幸彦も、「賛否は真二つに割れた」と回想している^{六七}。この会議には、問題に対する注目から秘書等の代理出席八〇名を含め二〇〇名もの議員が出席していた。厳しい意見が出た背景には普段出席しない議員も参加していたことも考えられるだろう。しかしながら、菱村はさらに、「日ごろ右寄りの勇ましい意見をいう国会議員までもが「修正要求」の大合唱に加わる」のを見た」と記している^{六八}。この合同会議においても、石原慎太郎が「日中戦争は侵略戦争」「外交問題として選択の幅があるのかどうか、考えてほしい」と発言しており、修正を求める立場に立っている^{六九}。

翌八月一九日には外交部会と外交調査会の正副会長合同会議が開かれた。この会議では記述修正に対して賛否両論が出されたものの、冒頭で、「政治的な判断」を訴えた小坂善太郎外交調査会会長はじめ多くの議員から外交関係を重視する意見が出され、「国益を踏まえ、自主的に外交関係を考慮して、政府はできるだけ早く収拾すべきである」との結論が示された^{七〇}。

このように、党内情勢は文部省の立場が極めて不利であることを示しており、文部省に対して、政府声明への記述修正盛り込み

同意という譲歩を迫つたと考えられる。

(2) 検定期をめぐる相剋

次なる争点は、再改訂の方法だった。文部省は、三年後に予定されていた教科書改訂時に、近隣諸国との友好親善の精神が教科書に適切に反映されるよう教科用図書検定調査審議会に諮り、改善措置をとるとの案を打ち出した^{七二}。三角によれば教科用図書検定調査審議会に諮るとの点は、教科用図書検定審議調査会会長を務めていた名取禮二の助言に基づくものであった^{七二}。

しかし、ただちに教科書を書き換えよとの外国の圧力を受けていた外務省はこの案に納得せず、早期に教科書を修正せよとの立場をとつた^{七三}。

そこで、文部省は八月一九日、昭和五十八年度に告示予定だった次期改訂検定を一年繰り上げ、昭和五十七年九月に改訂検定を告示し、予定より一年早い昭和六〇年度から教科書の記述が変更となる案を打ち出した^{七四}。この案は、文教関係議員と協議した上で作成された譲歩案であった。

具体的な再改訂が要求される中で、国会質疑等では正誤訂正の可能性が問い質されていた^{七五}。確かに正誤訂正は、ただちに記述を変更することができ、中韓及び外務省を満足させられる。しか

しながら、正誤訂正はその字句通り、教科書の記述の誤りを発見した際に修正するものである。したがって、記述の誤りが存在しないこの事案で正誤訂正を認めることは、法律に反することとなり文部省として認めることは出来なかつた。

他方、改訂検定は検定を経て使用されている教科書のうち、四分の一を越えない範囲での追記や書き直しを認める制度であり、政治問題に際して実施しても超法規的措置とはならない。時期についても、義務教育諸学校の教科用図書は採択期間が政令により三年と定められていた一方で、本事件で問題となつた高等学校用教科用図書については、特に法の定めは無く、実務上三年ごとに行われてきたものだったことから、問題となつた昭和五十六年度検定の次に昭和五十八年度検定を行うとしても法的には全く問題なく、行政実務上も許容することができる。

これに対して外務省は八月二〇日午前、一年繰り上げが可能なら二年繰り上げも可能であるはずだとの根拠で、二年繰り上げを求めた^{七六}。しかしながら、二年繰り上げを行った場合、昭和五十七年度に検定を行うこととなり告示期間がなくなるうえ、三年ごとの検定という慣行から大きく外れることとなる。文部省はこの要求に応じず、一年繰り上げという提案も撤回した^{七七}。

検定期期については、「修正」に関する記述を政府声明に盛り込

むことが決定された八月二〇日夜の官房長官主催の会合でも、外務省が早急に記述修正をすることを要求、文部省は三年周期の改訂検定まで待つことを主張し、意見の一致を見なかった。会議を主催した宮澤官房長官も、検定を二年繰り上げ、昭和五八年度使用開始の教科書の記述修正が出来ないかを問い、文部省に対して再検討するよう指示して会合を締めくくった^{七八}。

文部省では、三角次官ら幹部と西岡武夫政調副会長、石橋部会長ら文教関係議員が、検定制度を維持すること、時間がかかっても態度を貫くこと、この旨を翌二一日に官房長官に申し入れることの三点を申し合わせた^{七九}。決定通り、翌二一日、後述する訪韓の報告と合わせて三氏が官邸を訪れ、この点を官房長官に申し入れている。

同日夜には、首相官邸から三角次官に対中韓交渉案が渡された。その内容は、当時の文部省の案をベースとしたものであったが、前日の官房長官の意向を反映し、検定は二年繰り上げとしていた。文部省はこの点を修正するよう求めた^{八〇}。

このように外務省と官房長官は、昭和五八年使用開始予定教科書の記述を使用開始前に修正するよう強く迫っていた。こうした強い要求を前に、文部省は検定を一年繰り上げること同意する。小川文相は二三日、宮澤官房長官と電話協議を行い、外務省が求

める即時修正は制度上不可能であることを説明した上で、一年繰り上げについては考慮の余地があるとし、実質的にこれを受け容れた^{八一}。

外務省も一年繰り上げには同意しつつ、昭和五六年度検定教科書が用いられる昭和五八年、五九年度について、文部省に対して政府見解に沿った教育を進めることを通達するなどの実質的措置を求めた。この点は文部省も概ね同意しており、二四日官邸で行われた鈴木首相と小川文相の会談の中で小川文相が「同意したと言われる」と報じられている^{八二}。

この点について、最終的な官房長官談話では「文部大臣が所見を明らかにして、前記二の趣旨を教育の場において十分反映せしめるものとする」と表現された。小川文相が二六日の記者会見において、検定基準改定に関する審議会の答申内容を『文部広報』によつて各学校に周知すると発表した^{八三}。このように、昭和五八年、五九年度中の措置については、通達という形式はとられず、『文部広報』というかたちで決着が付けられた。『文部広報』はあくまでも広報紙であることから、その紙上での告知は通達と比べ強制力が弱い。したがって、実際の教育に及ぼす影響を軽減するために、文部省は手段として『文部広報』を選択したと推察される。

(3) 森・三塚訪韓

八月二二日、森喜朗前自民党文教部会長と三塚博自民党教科書問題小委員長が韓国へと向かった^{八四}。二人は文教族と呼ばれる自民党文教関連議員であると同時に、日韓議員連盟に属する「親韓派」でもあった。

中国との間では、八月前半の二局長訪問により交渉が行われていたが、韓国との間では交渉が断絶していた。それにも関わらず韓国は、八月三日、八月一二日と措置を要求してきていた。こうした事態に対して外務省は八月一七日、後藤利雄公使を韓国より帰国させ情勢報告を受けた。その内容は、韓国の国民感情が厳しく軟化が期待出来ないこと、さきの申し入れに対する日本側の明確な回答を待っていること、遅くとも八月末までに申し入れに応える手を打つ必要があることの三点であった^{八五}。

このような事情もあつて、首相は一七日、日韓議連会長の安井謙とともに、森、三塚を呼び、首相官邸で会談した。この場において首相は、三氏に対して政府見解づくりと日韓関係修復への協力を要請し、安井は関係者の韓国派遣を議連レベルで調整することを首相に約束している^{八六}。

八月一九日には日韓議連の教科書問題対策委員会が開かれ、議

連メンバーの非公式訪韓を検討することが申し合わされた^{八七}。同日の自民党外交部会と外交調査会の会議でも、木内アジア局長が日韓議連議員の訪韓を進言している^{八八}。こうした経緯を経て、二〇日夜の段階で両氏が二一日に訪韓する方針が決定されていた。しかし、政府内である程度の調整がつき次第、その説明を兼ねて両氏を派遣する方針であった一方で、この時点では両省の調整が十分ついていなかったために、メディアは派遣の延期を報じた^{八九}。

こうしたメディアの見方とは裏腹に、二一日午前には首相官邸で開かれた宮澤官房長官と西岡政調副会長、森前文教部会長、三塚教科書問題小委員長の会談において、森と三塚は方針決定を待たずに速やかに訪韓する方針を宮澤に伝えた^{九〇}。その理由は、日韓関係への配慮と政府見解の策定にあたり韓国側の感觸を探る必要性があつたためだと考えられる。

こうした韓国に対する配慮の背景には、韓国政府の強硬な姿勢とともに韓国国内への思慮もあつたと推察される。韓国では、昭和五五（一九八〇）年五月に市民と軍が衝突する光州事件が発生していた。この事件では、学生を中心とする民主化運動参加者と軍が対立するなか、両者の衝突を契機に市民が暴徒化し市内を占拠しているところに対して、軍が突入するに至っている。昭和五七年八月一八日には日本大使館前で学生の座り込みが発生してお

り、二三日は大学の夏休みが終わり開講することとなっていた九二。こうしたことから当時の日本は、韓国の学生運動に対し相当の警戒感を有していたと考えられる。

二一日午後にも、後藤在韓公使が韓国外交部に呼ばれ、崔東鎮アジア局長から「統一見解の中に歪曲部分を是正する意思を明確に表し、具体的な措置を行動で表すこと」が求められた九二。この再三の申し入れは、二四日から開かれることになっていた韓国国会の外務委員会に先立ち、韓国政府が強い姿勢をとる必要があったことから行われた九三。

(4) 宮澤談話の決定と「是正」を巡る相剋

こうした中国・韓国からの抗議に対応するため、宮澤談話は八月二六日に発表された。全四項からなるその第一項は、過去への反省と日中、日韓それぞれの外交声明における認識とその認識に変化がないことの確認である。第二項以降については次のようなものである。

二、このような日韓共同コミュニケ、日中共同声明の精神は我が国の学校教育、教科書の検定にあたって、当然、尊重されるべきものであるが、今日、韓国、中国等より、こうした点に関する

我が国教科書の記述について批判が寄せられている。我が国としては、アジアの近隣諸国との友好、親善を進める上でこれらの批判に十分に耳を傾け、政府の責任において是正する。

三、このため、今後の教科書検定に際しては、教科用図書検定調査審議会の議を経て検定基準を改め、前記の趣旨が十分実現するように配慮する。すでに検定の行われたものについては、今後すみやかに同様の趣旨が実現されるよう措置するが、それ迄の間の措置として文部大臣が所見を明らかにして、前記二の趣旨を教育の場において十分反映せしめるものとする。

四、我が国としては、今後とも、近隣国民との相互理解の促進と友好協力の発展に努め、アジアひいては世界の平和と安定に寄与していく考えである九四。

この中で、今日にまで大きな影響を及ぼしている項目は、第二項中の「是正する」という文言と、第三項中の「教科用図書検定調査審議会の議を経て検定基準を改め」という文言である。義務教育諸学校教科用図書検定基準及び高等学校教科用図書検定基準にある「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的対象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること」との一項、いわゆる「近隣諸国条項」につながるのがこの部分である。

服部龍二による橋本恕へのインタビューによれば、宮澤談話は橋本が起草し宮澤官房長官と鈴木首相は原文のまま承認したという^{九五}。一方、文部省案では第二項につき「是正」ではなく「政府の責任において善処する」であつた^{九六}。この表現は、前述の八月二一日に官邸側から三角次官に渡されたものでも採用されていた^{九七}。橋本が起草し採用されたと述べている外務省案について、起草されたのがいつの時期なのか明らかでない。しかし、「善処」が「是正」へと変わった理由は、外務省案と文部省案が並立しており最終的に外務省案が選択された、あるいは文部省案が先にあつたが表現が好ましくないということで橋本が改めて起草したのかそのどちらかであると考えられる。

是正という表現は、間違つていたものを正すという語義であるから、文部省はこれに最後まで反対し、「改善」という表記へと変更するよう主張した^{九八}。

そこで最終的に裁断したのは鈴木首相である^{九九}。この判断にあつては、前日二五日に韓国から帰国した森と三塚の意見が大きく反映されている。二二日より訪韓した森と三塚は、二三日に韓国の与党であつた民正党役員らと、二四日に李奎浩文教部長官と会談した。しかし同意は得られず、逆に「具体是正」「即時是正」を求められるかたちで終わった^{〇〇}。鈴木勲によれば二人は「善

処する」とした談話案を携え訪韓している^{〇一}。「是正」という言葉が「善処」に対する形で出てきたと考えられる。二人は帰国し二階堂進自民党幹事長ら党三役と官房長官に報告する際、それまでのスタンスと異なる「記述修正による早期対処」を進言し、さらに「善処」という表現を変えること進言している^{〇二〇三}。

そもそも自民党内では、文部省の立場を支持する議員は少数派であり、森と三塚は数少ないうちの一人であつた^{〇四}。二人は日韓議連を代表して訪韓した立場であり、さらに前文教部会長と教科書小委員長である二人は、文教部会と文教制度調査会から一任を受けたメンバーでもある。その二人が訪韓によつて意見を一度変えた進言が、鈴木首相や宮澤官房長官の判断に与えた影響は大きかつたと見るべきである。また共産主義者と対峙するという共通点から、森、三塚をはじめとして自民党内で韓国にシンパシーを抱き、あるいは強い共通の利益を見出している「親韓派」と、伝統と文化を重んじ日本固有の価値再興を希求し教育政策に取り組んだ文教関係議員をはじめとする「タカ派」議員は親和性が高く、人的に共通している範囲が大きい。したがって、韓国の強硬な姿勢は親韓議員を切り崩し、結果的には文教関係議員をも相当程度切り崩したと考えられる。

これに対して、文教部会長だった石橋や政調副会長として党内

情勢を首相に報告していた西岡は、最終的な意思決定から外され、宮澤談話が決定され中韓に通告された後に最終的な談話内容を知った^{一〇五}。首相や官房長官、あるいは外務省がそこまで意図したか否かは明らかではないが、結果からみれば森と三塚の韓国派遣は、官邸の方針に抵抗していた文教関係議員の分断策として機能したと言えよう。

二五日の森と三塚による党三役や官房長官への報告後には、文部省の三角次官、鈴木初中局長、外務省の須之部次官らも官邸に赴き報告を受け、対応を協議している^{一〇六}。三角次官は最終的に公表された宮澤談話の文案を知ったのはこの時だと述べ、鈴木初中局長は二六日午前に官邸に呼ばれた時には是正となっていたとして^{一〇八}。この点について、菱村は「是正」を「改善」に改めるよう最後まで主張したと述べている^{一〇九}。

この間、二五日の夜には小川文相、三角次官ら幹部と文教関係議員で協議が行われており、文部省と外務省の局長級が協議を行っている^{一一〇}。こうしたことから考えると、二五日午後初めて文部省側関係者の前に「是正」という語句が登場し、これに対して協議した後、官邸に対して「改善」に改めるよう働きかけたが実らなかったのではないかと推察される。

次に第三項の「教科用図書検定調査審議会の議を経て検定基準

を改め」という表現はなぜ盛り込まれたのであろうか。菱村は宮澤談話のこの条項について、次のように述べている。

談話に「検定調査審議会の議を経て検定基準を改正して行う」旨が明記されたので、文部省としては、教科書の修正は、超法規的に行うものではなく、あくまでも検定制度の枠内で「改善」を図るという一線は守られたと考えた^{一一一}。

また、近隣諸国条項に対する批判については次のように述べている。

検定制度を変更することは検定制度の枠組みを崩すことなく、中国・韓国の要請を受け止めるためには欠かせない措置だったのだ。なぜなら、基準改正なしに、検定内容を変更すれば、それは行政の一貫性を欠く検定となり、まさに中国・韓国の要求に応じた超法規的措置となるからだ^{一一二}。

菱村によれば、これらの条項は、検定調査審議会の議を経ることにより不可避であった教科書の「修正」を超法規的なものとすることを防ぎ、行政の一貫性を保つために、基準改正なしに検定内容を変更することを避けることにしたと言えよう。この説明に

関しては、現代的観点から振り返ると若干の疑義も生ずるが、そうした現代的解釈は終章に譲ることとする。

(5) 宮澤談話の後処理

鈴木首相は八月二六日午前に両大臣、官僚たちとの協議を踏まえ宮澤談話を最終決定した。外務省は正午過ぎに東京と北京で中国側に速やかに事前通報した^{二二三}。また韓国側にも同じく事前通報した。そして夕方、国民へ向け発表された。

韓国側は二七日に「是正の要求と国民世論が受け入れられた結果」として談話を歓迎する声明を出した^{二二四}。一方の中国側は二八日に「同意できない」「誤りを速やかに是正するよう再度要求する」との回答を行った^{二二五}。中国が談話を「同意できない」とした理由について、在中國日本国大使館の首席公使であった渡邊幸治は服部のインタビューに対して、事前通報が発表直前だったために呉外交部副部長らが中国国内で幹部に報告する時間的猶予がなかったことが原因である旨述べている^{二二六}。

このため中国に対しては、外務省が文部省の行う具体的措置に關しても含めて更なる説明を行い、九月九日に「日本側の説明を基本的に受け入れる」旨が表明された^{二二七}。これにより外交紛争は決着した。鈴木首相は九月二六日から一〇月一日にかけて悲願

の訪中をし、趙紫陽首相、鄧小平首席、胡耀邦総書記と会談した。首脳会談においては、教科書問題のほか、経済協力を進めることや対ソ政策についての意見交換が行われた。しかしながら、六月の首脳会談から大きな進捗は無かったことから、共同発表は見送られた^{二二八}。結果を見ても、教科書問題における日本の片務的な譲歩に対して、日本は経済開発のような双方の利益となるような事案に關してのみしか利益を得ていない。こうした結果からは、日本側が最終的に日中關係の平穩を最重視したことがわかる。

小川文相は九月一四日、談話で言明された教科用図書検定調査審議会への諮問を「歴史教科書の記述に關する検定の在り方について」と題し行つた。諮問を受けた検定調査審議会は社会科を取り扱う第二部会で審議を行つた。その結果、十一月一六日に談話に沿う形の答申が出された。しかし、答申にあたり第二部会長が声明を出し、全四項中、第三項で諮問と答申についての不満を持つ委員がいたことについて述べられている^{二二九}。この点につき、日本経済新聞記者として教育に關する取材を行つていた黒羽亮一は次のように評している。

官邸にねじ伏せられた文部省は、黙つていなかった。それは答申にあたり、審議会第二部会長が以下のような政府批判の談話を

出している点にみられる。これは文部省の著作物にも掲載されている談話だから、部長独自のものにしても、文部事務当局が了解して出したものと思われる。またこれは、八月の三人の閣僚が行った中国批判にも配慮した文面と読める。

談話中、諮問及び答申に対する留保が表明されたのは次の部分である。

なお、この際、本答申に関連し、二、三の点について付言しておきます。

まず、さきに発表された官房長官談話において「政府の責任において是正する」等としていることは、本審議会の審議の方向に限定を付するものであり、このような条件の下で審議を行うことは本審議会の在り方として不本意であるとの意見があったことあります。

次に、本答申は、全員一致のものでなく、答申の提出にはあえて反対しないものの、その内容には賛成できないとの意見があったことあります。

また問題となっているのは我が国の教科書でありますから、近隣のアジア諸国だけでなく、我が国の国民感情にも適切に配慮することが必要であるとの意見があったことあります。

細かな点の真偽は今後の研究課題であるが、検定調査審議会において審議の在り方と、我が国の国民感情への配慮について意見が出され、その内容を表明することについて文部省が承認したということは事実であると考えられる。だが既に外交上の合意が出来ていた当時、こうした見解が何らかの力を持つことは無かった。

このように異論も存在したものの、同月二四日には両教科用図書検定基準が一部改正され、いわゆる近隣諸国条項が挿入された。時を同じくして「歴史教科書についての文部大臣談話」を発表し、経緯とともに文部広報に掲載した。

かくして昭和五七年の教科書批判事件は幕を閉じた。

終章

本稿はここまで、歴史教科書を巡る国際紛争が生起発展し、その処理のための国内プロセスを経て、宮澤談話へ至る道筋を追ってきた。

第一章から第二章にかけては、中国が明確な目標を持って周到に国際紛争化したのに対し、日本側にそうした準備は全くなく、政府レベルではその意図も掴めていなかったこと、鈴木の中への熱意と焦りが熟考を妨げたこと、その結果、八月上旬には長期

的な影響への考慮なしに教科書の表現を書き換えざるを得ないと
の判断を導いてしまったことを明らかにした。

これらの要因として、一、インテリジェンス機能の不備、二、
自国に対する批判を所与の前提としていたことがあげられるだろ
う。中国政治を専門とする中嶋嶺雄は中国国内の短期的な事情が
背景にあると見抜いており、文部省の鈴木初中局長にメモを差し
入れている^{二二}。しかしながら当時、そうした認識が政府・首相
官邸レベルで共有されていることを伺わせる資料は確認できな
かった。このことから、政府の分析能力が欠如していた可能性が指
摘できる。また、政策担当者の分析を妨げる心理的要因として、
戦後社会に特有の過去についての罪悪感があつた可能性は棄却出
来ない。この点については今後の研究課題である。

第二に自国に対する批判を所与の前提としていたことが挙げら
れる。発行部数で上位二位までを占める『朝日新聞』と『読売新
聞』は、昭和五七年当時、ともに中国及び韓国を批判しなかつた。
しかし同じく歴史教科書が国際問題化された平成一三(二〇〇一)
年の『新しい歴史教科書』を巡る国際的論争においては、『読売新
聞』が他国の教科書を批判する中国及び韓国の姿勢を批判する立
場に立つようになった。

昭和五七年当時、『読売新聞』は社説において、「首相は、まず、

過去の戦争を反省し、教科書に誤りがあれば直ちに直す」という
基本方針を明らかにし、自主的な立場から改訂に取り組むべきだ
つた^{二一}。「閣僚の非常識な放言を放置し、火に油を注いってしまった」
。「政治に、流動的な国際情勢に機敏に対処する機動性や指導性が
望まれる時、首相の心からの反省を求めないわけにはいかない」
と述べ、鈴木首相の対応を批判する一方で、中韓が日本の教科書
を批判することを非難しなかつた^{二三}。

しかし平成一三年になると、五月九日の社説において「日本の
法律に基づく検定を完了した教科書に修正を要求するのは、明ら
かな内政干渉である」と述べ韓国を批判した上、「教科書問題が日
韓間の外交問題になった背景には、八二年以来の外務省の極端な
事なかれ主義の対応」と昭和五七年当時の対応を当時と逆方向か
ら批判した^{二四}。

こうしたマスメディアにおける論調の分布変化の要因としては、
第一に冷戦の終結を経て、ソ連・ロシアに対する脅威認識が低下
し、これによって日中関係の性質が変化したことがあると推察さ
れる。第二に終戦及び占領終了からの期間の経過によって、国際
関係、歴史問題に対する日本社会の考え方の分布の変化が進んだ
ことが推察される。敗戦により人々が衝撃を受けたこと、言論統
制と公職追放により一定の考え方の表明が制約を受け、あるいは

思想を理由に社会的地位を追われた人がいたことを考えれば、これらの影響を受けた世代とその他の世代の間で考え方が異なることは論を俟たない。特に占領下にあつては、日本教育制度ニ対スル管理政策（昭和二十年十月二十二日連合国軍最高司令部ヨリ終戦連絡中央事務局經由日本帝国政府ニ対スル覚書）によつて教育者と教育内容の双方が戦勝国たる連合国の方針に基づき統制された^{二四}。知識と経験を十分持たない児童の教育は、思想形成の初期に影響を与えることから、国民一般に対するマスメディアの影響に比しても、強力かつ持続性を有すると考えられる。

この点に着目してみれば、昭和二〇年当時一〇歳だった少年は、昭和五七年には四七歳となつている。昭和五七年当時は、占領下で思想形成に一定の影響を受けた世代が社会的に活躍する時期であつたと言え、この点はメディアにおいても同様だと考えられる。

このように我が国を代表する二大新聞紙がともに他国からの教科書に関する批判について何ら非難することがなかつたということとは、我が国社会において他国からの批判を受けるといふことが自然なこととして受け止められていたと考えられる。

次に、官邸―外務省のラインが首相の意思の下、積極的に政策変更を行つていったことを明らかにした。問題の重大性に鑑みれば迅速な意思決定がなされていると言えるが、その結果は果たし

てその後の日本国民のためになつたであろうか。鈴木首相が望んだ訪中は確かに予定通り実現した。この点で日中の友好関係が演じられたと評価することはできる。しかしながら、我が国の教育内容についての介入を許すという大きな代償に見合う成果は得ることが出来なかつた。経済協力は、中国の経済開発を日本が支援する旨のものであり、日本の経済的利益も存在する一方で、中国にとつても利益の大きなものである。つまり単体で市場の確保と経済成長への支援という利益の交換がなされている問題である。したがつて教育問題で代償を払つて勝ち取るという性質のものではない。

つい数年前、政治的スローガンとして「政治主導」なる言説が濫用された。だが、政治によるトップダウンの迅速な意思決定とということであれば、少なくとも外交に関しては昭和五七年においても行われていた。その結果は我が国の国益に照らし合わせて必ずしも好ましいものではないことは、国民として認識すべきである。近時においても、「決められる政治」が叫ばれている。各省庁が何らかの理由で必要な決定を出来ない時、省庁間で対立した時、政治の決定は不可欠である。国際競争という環境の下で、政府にも決定の迅速性が求められるということもまた理解する。しかしながら本事例は、その決定の将来的影響について十分な考慮が必

要であるということを示唆している。

次に、宮澤談話に検定基準変更を明記し、検定基準変更を以つて解決した点につき、現代的評価を行おう。確かに、法に定められた手続に則つて検定基準を改正し検定を行えば、菱村の言う通り教科書の修正は超法規的なものではないと言えるだろう。だが、教科書検定は学校教育法が文部大臣に対して権限を付与した行政行為であり、その基準となる教科用図書検定基準は文部省告示に拠っている。この基準を変えるということは既に中国・韓国の要請を受けて検定制度の枠組みを崩してしまうことだとは言えないだろうか。それに比して、基準を変えずに検定内容を変えることは、確かに一貫性は欠くことになるとは言えるが、学校教育法が文部大臣に与えた行政裁量を鑑みれば、さしたる問題と言えないであろう。

また、仮に検定基準を変更するとしても、それを談話に明記することは妥当だっただろうか。結局のところ、こうした具体的な措置について明文内政干渉を受け容れてしまったということになるのではないだろうか。結論としては、確かに、教科書に対する内政干渉は受けていないかもしれない。だが検定基準というより持続性があり、内容が明らかであることから変更が困難な点につき内政干渉を受けてしまったのではなからうか。

つまり、一時的に見れば教科書の記述変更という直截的な干渉を避けることが出来たが、長期的に見れば結局のところ教科書の内容に対する外国の影響はより大きく受けることになったと言える。

これら現代的観点から見れば拙速とも思われる意思決定が行われた背景には、中国や韓国の政治指導者にとつてナショナリズムが重要度を増したこと、米中、中ソなど国際情勢の変化、日本における戦前を知る世代の比重の低下など様々な要因が考えられる。さらに、主として鈴木首相の訪中に対する希望から交渉期限が定められたことで、議論が尽くされるよりも早い段階での政治決定が要求され、決定がもたらした長期的帰結に対する熟考を阻害した。

宮澤談話以後、歴史認識を巡るクレームを日本が受け入れる構図が出来上がった。昭和六一年には、日本を守る国民会議が編纂した歴史教科書『新編日本史』について中国が申し入れを行い、これを受けた中曽根康弘首相の指示の下、検定調査審議会の答申後に書き換えが行われるという事件が発生している^{二二五}。一九七〇年代に突如として持ち上がった、いわゆる「従軍慰安婦」問題は、韓国により外交の場で大々的に取り上げられるようになり、平成五年八月四日、「河野談話」として知られる「いわゆる「従軍

慰安婦」についての官房長官談話」の発表に帰結した。平成七年八月一五日には村山富市首相が「村山談話」として知られる、「戦後50周年の終戦記念日にあたって」を発表し、再三の謝罪表明を行った。平成二十二年八月一〇日に菅直人首相が発出した「内閣総理大臣談話」は、次のように表明し、日韓併合に対する評価について韓国側の見解をそのままに受け入れている。

政治的・軍事的背景の下、当時の韓国の人々は、その意に反して行われた植民地支配によつて、国と文化を奪われ、民族の誇りを深く傷付けられました。

この談話により、日本が所有していた朝鮮由来の「朝鮮王朝儀軌」を無条件で引き渡す一方、韓国が保有している日本由来の「対馬宗家文書」については放置された。

このように、昭和五七年以降、我が国は歴史問題で辛酸を舐め続けてきた。だが、風向きは変わりつつある。文教関連議員の系譜を継ぐ下村博文文部科学大臣の下、「河野談話」見直しの機運が高まっている。歴史教科書に関しても、平成一三年、『新しい歴史教科書』に対して中国と韓国が抗議したものの、検定後に教科書に手が加えられることはなかった。我々は、昭和二〇年の敗戦、

昭和二三年の東京裁判、昭和五七年の歴史教科書問題によつて、名誉と尊厳を傷付けられてきた。今、奇しくも東アジアの国際情勢の悪化という危機的状況に際して、ようやく歴史を取り戻そうとしている。我々が戦後の苦難の歴史をもう一度見つめ直し省察することは、後世に対する責務と言えるであろう。

すべて国民が我が国の歴史と伝統に誇りと自信を持ち、その認識の下に国家の安寧と繁栄の下に暮し続けることが出来ることを願ひ結びとする。

一 「教科書さらに「戦前」復権へ「侵略」表現薄める」『朝日新聞』昭和五七年六月二六日。

二 藤田祐介、貝塚茂樹『教育における「政治的中立」の誕生―「教育二法」成立過程の研究』ミネルヴァ書房、平成二十三年、二頁。

三 三塚博「教科書問題に関する政党見解 自由民主党」『法学セミナー増刊』一七号、昭和五六年、一二六・一二七頁。

四 同右。

五 C. O. E オールナル・政策研究プロジェクト『木田宏オールナルヒストリ―』下巻、二一八頁。「自民、教科書見直し 愛国心などで提言へ 小委設置 野党の反発呼ばう」『読売新聞』昭和五五年一〇月三十一日。

六 「小学校新指導要領を告示 「神話」押し通す」『読売新聞』昭和四三年七月一二日。「初中局に調査官新設 文部省 教科書の検定を強化」『読売新

聞』昭和三年一〇月九日。

七 「教科書採択の問題点」「無償措置法」がもたらしたもので、県定で教師は無関心』『読売新聞』昭和四四（一九六九）年五月八日。

八 田中明彦「『教科書問題』をめぐる中国の政策決定』『中国外交―政策決定の構造』日本国際問題研究所、昭和五八年。

九 服部龍二「日中歴史認識」「田中上奏文」をめぐる相剋 一九二七―二〇一〇』東京大学出版会、平成二二年、二五八―二六三頁。

一〇 江藤名保子「第一次教科書問題』『日中関係史1972-2012 I 政治』東京大学出版会、平成二四年、一三三―一六五頁。

一一 前掲、「教科書さらに「戦前」復権へ」「侵略」表現薄める』『朝日新聞』。二二―前掲、江藤「第一次教科書問題』『日中関係史1972-2012 I 政治』、一三五頁。

一二 「教科書検定は内政問題」文相、中・韓に反発 槇枝氏と会談』『朝日新聞』昭和五八年七月二四日。

一三 「検定基準改正の経緯』『文部広報』七四七号、昭和五七年一月二五日、四頁。

一四 「読者に深くおわびします 教科書問題」「侵略」↓「進出」誤報の経過』『サンケイ新聞』昭和五七年九月七日。

一五 外務省中国課「昭和五七年教科書問題資料」昭和六一年九月一〇日（資料番号03-644-2）、三六頁。

一六 同右。

一七 「韓国の国史編さん委 24件の「わい曲」指摘 日本教科書の歴史記

述』『朝日新聞』昭和五七年八月五日夕刊。

一八 「社説 侵略は「侵略」と書くべきだ』『朝日新聞』昭和五七年八月五日。

一九 「教科書」揺れる日中 よみがえった悪夢 10年前に逆戻り』『読売新聞』昭和五七年八月一四日。

二〇 「教科書検定 中国・韓国の批判 慎重対処 閣議で確認』『朝日新聞』昭和五七年七月二七日夕刊。

二一 木村幹「日韓歴史認識問題にどう向き合うか(1) 歴史認識問題に影響を与えるもの(5) 経済政策と冷戦の終焉』『究』一一号、平成二四年、二二―二四頁。

二二 鈴木勲、石川水穂「検証対談 失われたもの・守られたもの』『正論』三六三号。平成一四年、二四七頁。

二三 菱村幸彦「戦後教育はなぜ紛糾したのか」教育開発研究所、平成二二年、一一二―一二三頁。

二四 「政府、沈静化に全力 対中国 外交ルートで説明へ 平和条約の精神 順守』『朝日新聞』昭和五七年七月二八日。

二五 「事実記述すべきだ」外務省首脳語る』『朝日新聞』昭和五七年七月二七日。

二六 前掲、江藤「第一次教科書問題」、一四〇―一四一頁。

二七 同右、一四二―一五一頁。

二八 田中明彦「『教科書問題』をめぐる中国の政策決定』『中国外交―政策決定の構造』日本国際問題研究所、昭和五八年。

三〇 文部省大臣官房「検定基準改正の経緯」『文部広報』七四七号、昭和五七年一月二五日、四頁。

三一 同右、四頁。

三二 「中国公使不満の意」『朝日新聞』昭和五八年七月三〇日。

三三 「文相招待取り消す 中国、教科書問題で硬化 中国、政府見解に不同意」『朝日新聞』昭和五七年八月二日夕刊。

三四 「文部省は責任逃れ 中国、厳しい論評」『朝日新聞』昭和五七年七月三〇日夕刊。

三五 三角哲生氏へのインタビュー、平成二四年一月一八日。

三六 「中国説得に全力 文相表明 具体記述踏み込みも」『朝日新聞』昭和五七年八月三日。

三七 「中国刺激せぬため 再改訂には触れぬ 会見で文相説明」『朝日新聞』昭和五七年八月三日。

三八 前掲『文部広報』、四頁。

三九 「対中・対韓 国交声明まず再確認 教科書問題で政府方針 韓国政府申し入れ「うなずける」と官房長官」『朝日新聞』昭和五七年八月四日夕刊。

四〇 「首相、早期解決を強調 外・文相に協議指示 戦争責任の再確認表明 調整難航は必至」『朝日新聞』昭和五七年八月五日。

四一 「具体策出さず 文部・外務次官が協議」『朝日新聞』昭和五七年八月五日。

四二 「教科書記述 首相、再改訂の意向 すでに文相と協議 文部・自民説得がカギ」『朝日新聞』昭和五七年八月八日。

四三 「教科書再改訂、来年度に措置 「正誤訂正」認める 中国側の意向を打診」『読売新聞』昭和五七年八月九日。

四四 「訪中までに解決期待 首相表明 「誠意持つて対応」」『朝日新聞』昭和五七年八月九日。

四五 「教科書 訪中前に解決 首相発言は決意の表明 宮沢長官」『朝日新聞』昭和五七年八月九日夕刊。

四六 前掲、服部『日中歴史認識 「田中上奏文」をめぐる相剋 一九二七・二〇一〇』二六〇・二六一頁。

四七 外務省「教科書検定問題（経緯）」昭和五七年九月一〇日（開示請求番号201200500）、二頁。

四八 前掲、服部『日中歴史認識 「田中上奏文」をめぐる相剋 一九二七・二〇一〇』二六〇・二六一頁。

四九 「第九十六回国会参議院安全保障特別委員会会議録第五号」昭和五七年八月一〇日。

五〇 「修正へ見切り発車 教科書問題外相所見 国内の説得がカギ」『朝日新聞』昭和五七年八月一三日。

五一 「首相訪中前決着望む 中国修正は繰り返し要求」『朝日新聞』昭和五七年八月八日。

五二 「外相所見の要旨」『朝日新聞』昭和五七年八月一三日。

五三 「修正へ見切り発車 教科書問題外相所見 国内の説得がカギ」『朝日新聞』昭和五七年八月一三日。

五四 同右。「15日前に態度明確に韓国要求」『読売新聞』昭和五七年八月五

日夕刊。

五五 後に述べるように、文部省は外相所見に対して抗議を行っている。

五六 「文部省は強い不満」『朝日新聞』昭和五七年八月一三日。

五七 同右。

五八 「第九十六国会参議院文教委員会会議録第一五号」昭和五七年八月一日。

五九 「教科書」二段階で処理 政府方針 基本見解来週にも 再改訂は一任を望む」『朝日新聞』昭和五七年八月一日。

六〇 同右。

六一 前掲、外務省中国課「昭和五七年教科書問題資料」二六頁。

六二 前掲、「教科書」二段階で処理 政府方針 基本見解来週にも 再改訂は一任を望む」。

六三 「教科書問題の政府見解 週内決着は困難 首脳表明」『朝日新聞』昭和五七年八月一七日。

六四 「具体的に意見調整 外務・文部省 收拾へ接点探る」『朝日新聞』昭和五七年八月一七日夕刊。

六五 「自民文教合同会議 教科書対応 幹部に一任 再改訂めぐり激論」『朝日新聞』昭和五七年八月一八日。

六六 同右。

六七 前掲、菱村「戦後教育はなぜ紛糾したのか」一二四―一二五頁。

六八 前掲、菱村「戦後教育はなぜ紛糾したのか」一二四―一二五頁。

六九 「教科書問題真つ二つの自民論議」『朝日新聞』昭和五七年八月一八日

夕刊。

七〇 「教科書再改訂へ傾く 戦争の反省踏まえ 自民外交会議」『朝日新聞』昭和五七年八月一九日夕刊。

七一 前掲、菱村「戦後教育はなぜ紛糾したのか」一二五頁。

七二 前掲、三角哲生氏へのインタビュー。

七三 前掲、菱村「戦後教育はなぜ紛糾したのか」一二五頁。

七四 「教科書改訂検定受け付け1年早め来月告示 中・韓へ修正の意思 文部省案 60年度使用から」『朝日新聞』昭和五七年八月二〇日。

七五 八月三日参議院文教委員会、同五日及び同一〇日参議院文教委員会、同六日衆議院文教委員会、同九日衆議院文教委員会などにおいて、日本共産党、日本社会党、公明党、新自由クラブなどに属する議員から質問がなされている。

七六 「修正繰り上げで激しい攻防 難航の「教科書見解」作り 「二年」案に「二年」迫る」『朝日新聞』昭和五七年八月二二日。

七七 同右。

七八 「教科書問題政府見解 「修正」盛り込みは一致 官房長官繰り上げを指示」『朝日新聞』昭和五七年八月二二日。前掲、鈴木、石川「検証対談 失われたもの・守られたもの」二四五頁。

七九 前掲「教科書問題政府見解 「修正」盛り込みは一致 官房長官繰り上げを指示」。

八〇 前掲、鈴木、石川「検証対談 失われたもの・守られたもの」二四五頁。

八一 「即時修正は無理 空白期間 通達で実質救済 外務・文部歩み寄りへ」

『朝日新聞』昭和五七年八月二四日

八二 同右。「教科書の記述修正 文部省に一任を 文相、首相に強く迫る」

『朝日新聞』昭和五七年八月二五日。

八三 「二カ月内に答申 文相会見 沖縄にも将来検討」『朝日新聞』昭和五七年八月二七日。

八四 「議連幹事長と意見交換 訪韓の森議員ら」『読売新聞』昭和五七年八月二三日。

八五 「駐韓公使が一時帰国」『朝日新聞』昭和五七年八月一八日。

八六 「首相 日韓議連に協力要請」『朝日新聞』昭和五七年八月一八日。

八七 「反日感情沈静化へ非公式訪韓も検討 日韓議連が協議」『朝日新聞』昭和五七年八月一九日。

八八 「戦後の原点貫き外交孤立避けよ自主性保ちつつ対処 自民会議の内容」『朝日新聞』昭和五七年八月一九日夕刊。

八九 前掲、「教科書問題政府見解「修正」盛り込みは一致 官房長官繰り上げを指示 文部省、「時期」でなお強い抵抗」。

九〇 「韓国の意向打診急ぐ 教科書問題自民担当者 今明日中に訪韓し」『朝日新聞』昭和五七年八月二一日夕刊。

九一 「ソウルの日本大使館前 学生40人座り込む」『朝日新聞』昭和五七年八月一九日。

九二 「来年度の教科書から具体的訂正迫る 韓国政府」『朝日新聞』昭和五七年八月二二日。

九三 同右。

九四 「『歴史教科書』に関する宮沢内閣官房長官談話」昭和五七年八月二六日。

九五 前掲、服部『日中歴史認識 「田中上奏文」をめぐる相剋』一九二七頁。

九六 前掲、鈴木、石川「検証対談 失われたもの・守られたもの」二四五頁。

九七 同右。

九八 前掲、菱村「戦後教育はなぜ紛糾したのか」一二六頁。

九九 同右、一二五頁。

一〇〇 「韓国側はなお具体是正迫る 三塚氏らとの会談」『朝日新聞』昭和五七年八月二四日。「即時是正を要求 三塚氏に韓国文相」『朝日新聞』昭和五七年八月二五日。

一〇一 前掲、鈴木、石川「検証対談 失われたもの・守られたもの」二四五、二四六頁。

一〇二 「教科書問題きょう政府見解」『朝日新聞』昭和五七年八月二六日。

一〇三 前掲、鈴木、石川「検証対談 失われたもの・守られたもの」二四五、二四六頁。

一〇四 前掲、三角哲生氏へのインタビュー。

一〇五 石川水穂「教科書問題の発端「世紀の大誤報」の真実」『正論』三四六号、平成一三年。

一〇六 前掲「教科書問題きょう政府見解」。

一〇七 前掲、三角哲生氏へのインタビュー。

一〇八 同右。前掲、鈴木、石川「検証対談 失われたもの・守られたもの」二四六頁。

一〇九 前掲、菱村『戦後教育はなぜ紛糾したのか』一二六頁。

一一〇 前掲、「教科書問題きょう政府見解」。前掲、三角哲生氏へのインタビュー。

一一一 前掲、菱村『戦後教育はなぜ紛糾したのか』一二六頁。

一一二 同右、一二八頁。

一一三 外務省中国課「昭和五七年教科書問題資料」昭和六一年九月一〇日（資料番号03・644・2）

一一四 前掲、外務省「教科書検定問題（経緯）」、八頁。

一一五 同右、四頁。

一一六 前掲、服部『日中歴史認識 「田中上奏文」をめぐる相剋』一九二七-

二〇一〇『二九二頁。

一一七 前掲、外務省「教科書検定問題（経緯）」、四一五頁。

一一八 「共同新聞発表見送り決定」『朝日新聞』昭和五七年九月二八日。

一一九 「答申に当たつての第二部会長談話」『文部広報』七四七号、昭和五七年、二頁。

一二〇 黒羽亮一『教育記者回顧 続波のまにまに八十年』双牛舎、平成二十三年、一一頁。

一二一 前掲、石川、鈴木「検証対談 失われたもの・守られたもの」二四七頁。

一二二 「教科書問題が教えた政治対質」『読売新聞』昭和五七年八月二七日。

一二三 「歴史教科書 韓国の修正要求は内政干渉だ」『読売新聞』平成一三年五月九日。

一二四 文部省「新教育の基本方針」『学制百年史』帝国地方行政学会、昭和五六年。

一二五 外務省中国課「昭和六一年教科書問題関係資料」昭和六一年九月二二日（資料番号03・644・1）